協会ニュース No.25

平成21年１月30日発行

誠	正	公
実	大	益

ISO14001

JAB EMS Accreditation RE006

ISO 14001 JQA-EM3470

きれいな水を未来に残そう

熊本県知事指定検査機関
社団法人 熊本県浄化槽協会

目 次

平成20年度 諸表彰受賞者 …… 3
平成20年度 理事会・各部会・各委員会開会状況 …… 3
臨時総会の開催について …… 3
公益法人制度改革について …… 4
『単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換推進ワーキンググループ』の発足〔全浄連〕 …… 4
平成21年度 浄化槽推進関係予算（案）の概要 …… 5
平成20年度 地域（保健所別）連絡会議報告 …… 6～8
浄化槽の整備事業及び維持管理の適正化等の推進について（要望） …… 9
熊本県内市町村別汚水処理人口普及状況（平成19年度） …… 9
『第22回全国浄化槽技術研究集会』開催／『九州地区浄化槽検査員研修会』開催 …… 10
職員研修会の実施／ISO14001定期審査報告 …… 11
平成20年度『浄化槽フォーラム・熊本』開催 …… 12
平成20年度『くまもと・みんなの川と海づくり県民大会』in阿蘇 開催 …… 12
『下水環境フェア』開催／『くまもと環境フェア＆くまもと環境祭』開催 …… 13
熊本工業高校インターンシップ（就業体験）報告／新人紹介 …… 14
浄化槽法第11条検査未受検者受検勧奨対策について／編集後記 …… 15
インフォメーション …… 16
・浄化槽機能保証制度のお知らせ
・浄化槽事務・権限移譲市町村について
・平成21年度 講習会〔熊本会場〕（予定）

ご　挨　拶

新年あけましておめでとうございます。皆様お揃いで輝かしい初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は当協会運営に対し格別のご協力を賜りましたことに心から感謝し、厚くお礼申し上げます。

昨年は、公益法人制度改革による改革３法（法人法・認定法・整備法）が12月１日施行されるということで、当協会にとりましても大きな転換期と捉え、その変化に対応すべく公益社団法人認定へ向け、年当初より公益法人移行特別委員会を立ち上げ、内閣府のガイドラインに沿いながら、８回に及ぶ特別委員会において定款の変更案の作成を行い、再三再四理事会でも検討いただき最終案に漕ぎ着けることができました。この１月30日開催の臨時総会にて承認をいただきましたら、直ちに申請書作成を行い平成20年度中に公益社団法人認定のための申請書を提出すべく取り組んで参りたいと考えております。

又、これまで浄化槽法第７条、11条の法定検査の受検率向上のため、受検勧奨の案内を続けることで徐々に改善がなされて参りましたが、さらなる向上のために今般、県当局はじめ各保健所、市町村と当協会連名での未受検者への勧奨案内文の発送を行ないました。さらには、行政当局のご指導や、業界関係者のご協力を頂きながら浄化槽の基本台帳整備も進めて参ります。これらの相乗効果により受検率の向上が図れるものと大いに期待しております。

まだまだ、多くの問題が山積しておりますが、行政当局や会員並びに関係業界の皆様方のご協力を頂きながら、一つひとつ問題解決に努めて参ります。

最後になりましたが、会員企業のますますのご繁栄と関係各位のご多幸を祈念しご挨拶とさせていただきます。

社団法人 熊本県浄化槽協会
会長　**横山　英生**

平成20年度 諸表彰受賞者

本年度も事業計画に則り、諸表彰の機会に積極的に推薦を行いました。
その結果、次の方々が受賞となりました。
なお、本年度の知事表彰につきましては２月に表彰予定のため、次号にてご披露いたします。

循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰（順不同）

那須　良介氏　（(株)中央環境管理センター　会長）
宮崎　力男氏　（(株)環境総合　代表取締役）

平成20年度 理事会・各部会・各委員会開会状況

平成20年12月末現在までの開会状況は次のとおりとなっております。

理　事　会

第１回　理事会　平成20年　4月24日　平成19年度事業報告案及び収支決算見通しについて　他
第２回　理事会　平成20年　5月16日　通常総会に係る議案等について　他
第３回　理事会　平成20年　6月16日　平成20年度事業計画について　他
第４回　理事会　平成20年　7月　9日　平成20年度連絡会議について　他
第５回　理事会　平成20年　8月27日　機能保証制度について　他
第６回　理事会　平成20年　9月30日　定款変更案について　他
第７回　理事会　平成20年11月27日　定款変更案について　他

製造委員会

第１回　製造委員会　平成20年 4月24日　役員改選について　他

施工委員会

第１回　施工委員会　平成20年 4月23日　役員改選について　他
第２回　施工委員会　平成20年 7月　8日　平成20年度連絡会議について　他
第３回　施工委員会　平成20年 8月19日　会員増加への取組みについて　他

維持管理委員会

第１回　維持管理委員会　平成20年　5月14日　役員改選について　他
第２回　維持管理委員会　平成20年　6月12日　理事選考等の手続等の経緯説明について　他
第３回　維持管理委員会　平成20年　7月　8日　平成20年度連絡会議について　他
第４回　維持管理委員会　平成20年　9月11日　平成20年度連絡会議について　他
第５回　維持管理委員会　平成20年12月22日　浄化槽の維持管理に係る点検回数等について　他

臨時総会の開催について

平成21年1月30日（金）午後１時30分より当協会会議室にて、臨時総会が開催されました。
当日は、会員261名（うち、委任状198名）出席のもと、定款の変更の案について審議され、満場一致で可決されました。

議　事

1. 議長選出
2. 議事録署名人選出
3. 定款の変更の案について

公益法人制度改革について

平成20年12月１日に公益法人制度改革３法が施行されました。
当協会では現在、移行認定申請の準備をしているところです。

公益法人制度改革関連３法

公益法人制度改革関連３法は、以下の三つの法律から構成されます。

○「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号。一般社団・財団法人法）
○「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号。公益法人認定法）
○「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号。関係法律整備法）

※公益社団法人・公益財団法人の認定は、内閣総理大臣及び都道府県知事が行ない、主務官庁制は廃止されます。
※有識者からなる合議制の委員会が上記行政庁から諮問を受け、公益性を認定します。
※公益認定の要件（公益法人認定法第5条）は、公益目的事業支出が全支出の50％以上であることなど17項目です。ほかに同法6条に欠格事由があります。「公益目的事業」の定義は、同法別表の23事業に該当し（当協会は「公衆衛生の向上を目的とする事業」に該当）、なおかつ、不特定多数の者の利益増進に寄与するもの（同法2条）です。

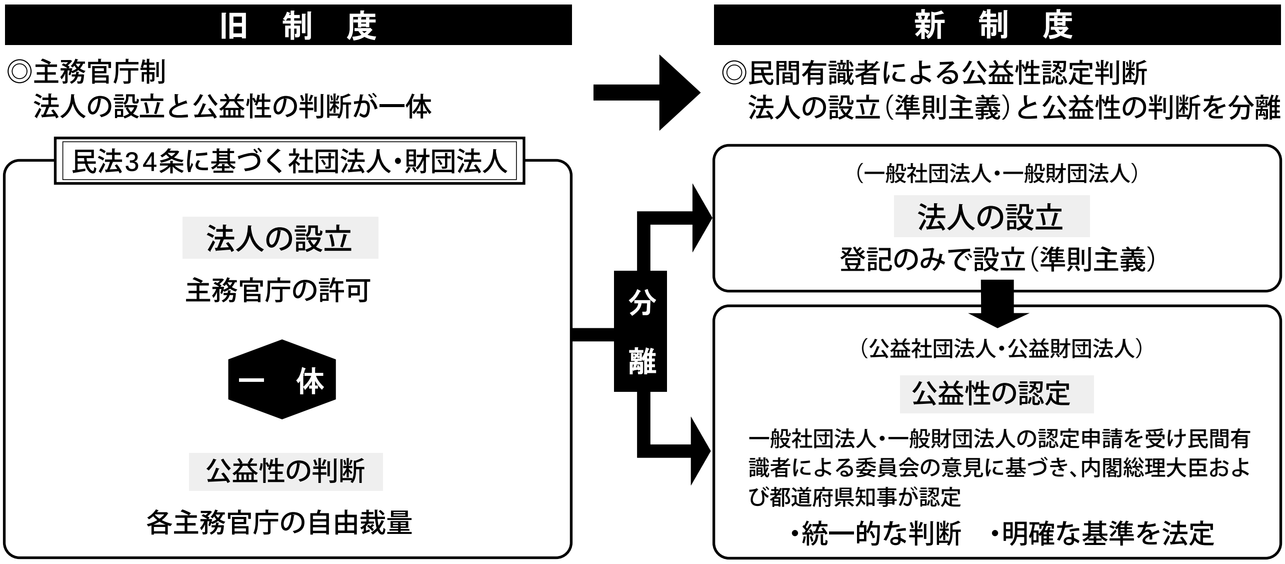

『単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換推進ワーキンググループ』の発足〔全浄連〕

社団法人全国浄化槽団体連合会は、平成20年度の新規事業として、なかなか進まない既設単独処理浄化槽の合併化に向けてワーキンググループを立ち上げました。今後は以下３項目を中心に検討され、今年度末を目標に素案を作成する予定です。

○合併処理浄化槽への転換推進

単独処理浄化槽を設置した住民は、既に水洗化の利便性が確保され、浄化槽を合併化するユーザーメリットが無い。そのため水環境の保全を積極的に進めるには、法規制または助成制度の抜本的見直しが必要である。

○防災拠点への浄化槽設置推進

浄化槽は地震に強いことから、避難場所に指定されている施設や公園等には、危機管理対策として浄化槽の設置整備を進める。

○浄化槽整備事業の助成率の引き上げ

平成17年度に汚水処理施設整備交付金が設けられたが、助成率は浄化槽が３分の１、農業集落排水と下水道が２分の１と格差が生じ、阻害要因となっている。助成率を他の施設と同じ２分の１に引き上げ、一体的な整備を図る。

平成21年度 浄化槽推進関係予算(案)の概要

1.健全な水循環に資する浄化槽の整備促進　14,344百万円

　汚水処理施設の効率的・効果的な整備を図るとともに、循環型社会の形成を推進するため、健全な水循環に資する浄化槽整備の一層の促進に必要な予算を計上。

○循環型社会形成推進交付金　**14,344百万円**

・市町村の自主性と創意工夫を活かしながら浄化槽の整備を推進するための予算。

浄化槽整備事業の内訳　**【単位:百万円】**

	平成２０年度 予　算　額	平成２１年度 予 算 額 (案)	対　前年度比 ％
循環型社会形成推進交付金	(１３,６３７) １３,０４０	(１４,９０６) １４,３４４	(１０９.３) １１０.０

注:上段(　　)は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額

※上記の他、内閣府に地域再生基盤強化交付金(汚水処理施設整備交付金)を計上　総額144,608百万円の内数

・地域再生計画に基づいて、環境省、農林水産省、国土交通省所管の汚水処理施設の整備を効率的に行うための、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能な予算。

2.国の支援措置の充実・強化のための助成制度の見直し

○浄化槽整備区域促進特別モデル事業の実施

全国の先駆的な事例となりうる事業を選定し、モデル事業としてその取組を支援する。

・実施期間:平成21年度から３年間

・助成率:１/２

・事業内容

①浄化槽集中整備事業

②高度処理型浄化槽集中整備事業

③単独処理浄化槽集中転換事業

④防災拠点浄化槽集中整備事業

⑤低炭素社会対応型浄化槽集中整備事業

○単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進

①対象単独処理浄化槽の拡大

・撤去費用の助成対象となる単独処理浄化槽の使用年数の制限を20年から30年に拡大

・旧構造基準の単独処理浄化槽については使用年数の制限を撤廃

②対象地域の拡大

・単独処理浄化槽の撤去費用の助成対象地域を水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域等から浄化槽整備区域に拡大

○計画策定調査費の拡充

①用途に浄化槽整備台帳の整備を追加

②汚水処理施設整備を浄化槽整備事業のみで実施している市町村に対して、「事業費の3.5%」から「直接必要な額」に拡充

3.浄化槽整備のための支援強化

○浄化槽整備推進事業の推進　**52百万円**

　地方公共団体の首長や地方議会議員等を対象に環境保全効果や経済性に優れた浄化槽の特徴、自治体財政の改善に貢献した優良事例、維持管理の先進事例など今後ますます重要となる費用対効果の高い汚水処理施策の政策判断に必要な情報提供や意見交換を行うとともに、浄化槽フォーラムをはじめとするNPOとの連携事業の実施を通じて、浄化槽整備をより効果的に推進する。

○し尿処理システム国際普及推進事業費　**21百万円**

　国連ミレニアム開発目標に掲げられた、衛生的なトイレを使用できない26億人の人口を半減させるという国際的な衛生問題の解決のために、水の安全保障研究会において示された我が国の貢献として、浄化槽やし尿処理施設などの日本のし尿処理システムの国際普及を図る。

平成20年度 地域(保健所別)連絡会議報告

浄化槽に関する、行政、会員(業界)、協会が一堂に会する年１回の会議として始まったこの地域(保健所別)連絡会議も本年で11回目を数えることになりました。

本年度は、平成20年9月29日から10月29日まで全11支部において、39市町村、10保健所及び６振興局の担当者の出席のもと開催され、まず、保健所から「保健所における浄化槽行政について」の報告を受けた後、各部会等からの検討協議事項について各テーマごとに、行政、業界から現状や取り組み、問題点など熱心な意見の交換等が行われました。

今回は、これまでにない貴重な会議として行われており、各会議における意見も伺いたいとのご意見もありましたので、今回の協会ニュースで要旨を掲載いたしました。

検討及び協議事項報告(要旨)

１.みなし浄化槽から浄化槽への転換について

転換補助を行っている市町村の状況

・今年度から条例を変更し上限９万円、来年度予算額の増額も検討したい。
・みなし浄化槽から転換補助10万円、汲み取りから転換補助20万円(下水地区以外)
・みなし浄化槽の再利用含めて転換補助10万円、年数制限は無い。
・汲み取りからの転換補助はあるが、みなし浄化槽からの転換補助は無い。
・転換補助は無いが、貯水槽への転換の補助がある。

『意見・質問等』

(問)　９万円の補助で転換できるか。転換の阻害要因は何と考えるか。
(答)　生活者は水洗トイレの利便性を得ている。転換には環境に対する意識の向上が必要である。
(答)　補助率が下水道２分の１に対し浄化槽は３分の１と低い。高くなると積極的にＰＲできる。
(問)　設置から20年を超えるみなし浄化槽にはどうなのか。
(答)　20年以上経過したものには補助金は出ない。
(問)　同一場所で転換しなければならないのか。
(答)　同一敷地内としている。

２.浄化槽設置台帳の整備について

『保健所』　浄化槽設置状況の把握は行政施策の基礎となる。設置届に基づく設置情報と設置状況に誤差があるため、県としても設置情報の整備手法を検討中である。情報の整備にあたる保健所、市町村、指定検査機関等の持つ情報や実際の状況を整理して関係機関を始め関係者と連携を図り進めたい。

『市町村』

・独自に設置台帳の整備を済ませている。清掃業者を中心に協力を頂き、不明な部分は現地確認等を行うことで精度の高いものになっている。
・平成19年度に浄化槽台帳システムを開発し、現在入力している。

『意見・質問等』

(問)　設置届出が確認できないのはどういうことか。
(答)　設置届出は把握しているが、転出入に伴う住居人氏名や下水道直結、廃止等の継続的な確認が難しい。
(答)　廃止届の提出が少なく、下水道の使用開始の情報等で確認している。
(問)　工事業者は設置台帳を５年間保存するようになっている。協会にはないのか。
(答)　廃止届の把握が上手くいっていない。協会、業界、行政が協力しながら正確なものを作り電算化していきたい。
(意見)各市町村では排水処理計画を策定されると思うがその際、整合性を取る必要がある。そうすることで処理場の問題も解決すると思う。
(意見)県内一円を網羅する必要があるので、県がリードしそれに保守点検、清掃、検査機関で一体となって行った方が効果的であると思う。

３.浄化槽廃止届の手続きについて

『保健所』　法令に基づき各届出があり提出する必要がある。保健所は設置者の顔が見えないので、管理者に対し使用方法や仕組み等について関係の深い、業者や検査機関に周知をお願いしたい。

『**市町村**』　・清掃業者を中心に協力を頂き、廃止時や下水道直結時に届出を代行して提出していただいているので精度は高いと思う。

・浄化槽と下水道が同部署になり、下水道接続完了と廃止届が同時受付で取り扱えるようになった。

『**意見・質問等**』

（問）　業者の窓口にも廃止届を置いてもよいのではないか。

（答）　廃止届用紙はインターネットでも取り出せる。連絡頂ければ保健所から設置者に連絡したい。

（意見）施工業者が係わる場合は施工業者、最終の清掃を行う場合は清掃業者等の関係者が、管理者に伝え手続きを代行して頂く等の協力は出来るのではないかと思う。

４．補助金対象浄化槽における維持管理等の未実施への対応について

『**保健所**』　法定検査率の全国平均が低い。特に補助金を出した浄化槽が適切に維持管理がされていない状況については国でも対応の検討が進められている。現在設置されている浄化槽については維持管理及び法定検査の内容を分かり易くPRするため、市町村の広報誌やチラシ等を活用したいと考えている。

『**市町村**』　補助金対象の浄化槽についてだけでなく、維持管理を行う必要があることを周知し徹底していきたい。

『**意見・質問等**』

（問）　補助金対象で検査を受けていないものについて補助金の返還等は出来ないのか。

（答）　返還の要求は出来るようになっているが実行したことはない。

（問）　適切な管理という場合、法の最低回数を指すのか、現場の状況に即した回数か。

（答）　浄化槽法に定められた回数は基準であり、実際の回数については、設置者と管理業者との契約になるので設置時に話し合いがなされるべきだと思う。

（意見）下水道や農集排は各地域で説明会等が開催されている。補助金対象の浄化槽についても行政から設置者に対して説明会や講習会を開催してもらいたい。

（意見）地元住民の会合で法定検査の話がよく出る。法改正による罰則等の適用を検討頂きたい。協会会員は検査の必要性等説明しているが、他の業者からも説明するようにして頂きたい。

５．その他

１）機能保証関係

（問）　浄化槽機能保証制度はいつから始まり、保険のような制度なのか。

（答）　平成５年度から制度としてある。この制度は浄化槽の施工に関わる瑕疵があり、しかも倒産などにおいて原因者による補修が出来ない場合に、全浄連に設けられた保証基金の中から支払うものである。浄化槽業界の負担で成り立っているものと理解頂きたい。

（問）　今回の改正でどこが変わったのか。また適用状況は。

（答）　（本体の）保証期間が５年間に延長された。保証登録用紙は新しくなったが※旧用紙も使用可能である。平成18年度までで適用事例は熊本県では２件程度であり全国では13件ある。

（※旧用紙の使用は、今年度末まで。）

（問）　河川の増水で設置後２～３ヶ月で浄化槽が流れたが、保証の対象になるか。また、メーカーが倒産しているが保証の対象になるか。

（答）　自然災害については対象外である。倒産及び個別の事例等については調査及び審査を行った上で判断することになる。

（問）　どの様な浄化槽が保証の対象に該当するのか。

（答）　補助金対象の浄化槽か否か、会員か否か等については対象になるかどうかは関係ない。保証登録してあればすべての浄化槽が対象である。

（問）　原因者が不明の場合、対応のスピードが遅れると未処理状態で放流されるという問題がある。

（答）　著しく環境に悪影響を与える場合はその防止策を応急処置とするよう規定がある、早急な措置を取る。

（問）　担体が放流ポンプ槽まで流出している例があったが、構造に問題があるのではないか。協会の対応はどうしたか。

（答）　このケースは無管理無清掃が原因であった。大臣認定浄化槽で、協会としては事例報告としては出来るかもしれない。

２）法定検査や浄化槽の設置等の周知啓発活動について

（問）　役場と業者でパンフレットを作成し啓発活動をしているが費用の負担をいただけるのか。

（答）　周知啓発は協会の事業計画でもあり、しかも地元に密着した有効な広報活動であり前向きに検討したいと考える。

（問）　市町村の広報誌に法改正含め掲載して頂けないか、広告も載せていただくことはどうか。

（答）　担当部局に報告したい。竣工検査の際、保健所のパンフレットを渡している。一部の個人設置分について直接指導しても構わない。

3）浄化槽の工事等について

（問）　支柱レスの浄化槽でも支柱を入れる必要があるか。

（答）　協会のマニュアルでも支柱レスは可としている。駐車場の場合は支柱を打つのが理想と考える。最終的には市町村の判断に沿って欲しい。

（問）　引越しのため、使用している浄化槽を掘り起こし別の場所にて再利用は可能か。
また、別の場所に設置する場合、人槽算定にあった設置届が必要ではないか。

（答）　槽本体の値段より掘り上げる手間が大きい可能性があり、あまり再利用はされていない。
洗車や植木への散水等の貯水等の利用はある。

（問）　山間部で放流先がない場合、高度処理浄化槽であれば放流可能か。

（答）　原則的には認められないが、現場の担当者の考え等もあるため明確な回答は出来ない。

4）BODについて

（問）　最近コンパクト型浄化槽の放流水質が良くなっている原因は何だと考えるか。

（答）　メーカーの性能向上への努力や保守点検業者の細かな点検調整、また使用者の環境に対する関心の高まり等複数の要因があると思う。

（問）　BODが異常に高いものがあるが原因は何か。

（答）　協会ではBODが異常に高い浄化槽の追跡調査を行っている、原因としては使用者に医薬品の服用者がおられるとBODに影響するようである。

（意見）小型合併の放流水質だけでなく、みなし浄化槽の水質も報告した方が転換が進むのではないか。

5）公益法人制度改革について

（問）　九州一円全ての県も公益法人になるのか、他県の方向性はどうであるのか。

（答）　全浄連を含め同一方向で取組んでいる。但し、各協会で申請の時期等については一様ではない。

（問）　公益法人移行に際して、役員の構成に制約はあるのか。

（答）　３分の１以上は同一団体等から選出はできない等の制約がある。

6）その他

（問）　法定検査での不適正判定に対する改善命令のチェックはどのように行われているか。

（答）　不適正と報告された浄化槽には改善計画を出す。即改善命令は出せないので、現場での指導から始める。市町村、協会、業界の協力で改善していきたいと思うので協力をお願いしたい。

地域（保健所別）連絡会議出席者数

行政機関出席数

市町村名	担当課	出席数
熊本市	浄化対策課	2
荒尾市	環境保全課	－
玉名市	環境整備課	1
	地域下水道課	1
玉東町	町民福祉課	1
南関町	建設課	2
長洲町	下水道課	1
	住民環境課	1
和水町	建設課	2
山鹿市	環境課	1
植木町	環境整備課	1
菊池市	下水道課	2
合志市	環境衛生課	－
大津町	環境保全課	1
菊陽町	下水道課	－
阿蘇市	市民環境課	1
南小国町	産業振興課	1
計		18

市町村名	担当課	出席数
小国町	産業振興課	－
産山村	住民課	1
高森町	住民福祉	1
西原村	産業課	1
南阿蘇村	環境対策課	1
御船町	保健衛生課	1
嘉島町	建設課	1
益城町	住民生活課	－
甲佐町	環境衛生課	2
山都町	住民環境課	3
宇土市	環境課	1
宇城市	環境衛生課	1
	下水道課	1
美里町	上下水道課	2
城南町	上下水道課	1
	町民課	1
八代市	下水環境課	4
計		22

市町村名	担当課	出席数
氷川町	町民環境課	1
水俣市	下水道課	2
芦北町	環境衛生課	2
津奈木町	振興課	1
人吉市	市民環境課	2
あさぎり町	環境整備課	1
多良木町	環境整備課	1
錦町	地域整備課	1
湯前町	建設水道課	2
水上村	住民福祉課	－
相良村	建設課	－
五木村	住民課	－
山江村	健康福祉課	1
球磨村	健康衛生課	1
天草市	下水道課	2
上天草市	環境衛生課	2
苓北町	上下水道課	1
計		20
合計		60

保健所・振興局	担当課	出席数
有明保健所	環境衛生課	2
山鹿保健所	環境衛生課	1
菊池保健所	環境衛生課	1
阿蘇保健所	環境衛生課	1
御船保健所	環境衛生課	2
宇城保健所	環境衛生課	3
八代保健所	環境衛生課	2
水俣保健所	環境衛生課	2
人吉保健所	環境衛生課	1
天草保健所	環境衛生課	2
玉名地域振興局	景観建築課	1
鹿本地域振興局	景観建築課	－
菊池地域振興局	景観建築課	1
阿蘇地域振興局	景観建築課	1
上益城地域振興局	景観建築課	－
宇城地域振興局	景観建築課	－
八代地域振興局	景観建築課	1
芦北地域振興局	景観建築課	1
球磨地域振興局	景観建築課	1
天草地域振興局	景観建築課	－
合計		23

会員出席数

支部名	会員数	出席数	出席率（%）
熊本支部	61	27	44.3
有明支部	19	18	94.7
山鹿支部	12	10	83.3
菊池支部	11	8	72.7
阿蘇支部	17	5	29.4
御船支部	24	16	66.7
宇城支部	36	22	61.1
八代支部	34	16	47.1
水俣支部	17	12	70.6
人吉支部	28	11	39.3
天草支部	50	37	74.0
計	309	182	58.9

浄化槽の整備事業及び維持管理の適正化等の推進について（要望）

当協会では、平成20年８月から９月にかけて、四役（正副会長、各部会委員長、常務理事）及び支部長等が熊本県関係部局及び県内全市町村を訪問し、浄化槽の整備事業の推進及び浄化槽の維持管理等の適正化についての要望書を提出致しました。

要望した内容は次のとおりです。

1．既設単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の推進

1．生活排水処理計画への浄化槽による整備区域の拡大並びに浄化槽市町村整備推進事業の推進

1．浄化槽法定検査の受検率向上に係る行政指導等の強化

熊浄協発第　　号
平成２０年８月　日

様

社団法人　熊本県浄化槽協会
会　長　　横　山　　英　生

浄化槽の整備事業及び維持管理の適正化等の推進について（要望）

浄化槽は、水処理能力も高く短期間でかつ比較的少ない費用で設置できる特長を有しており、中小市町村、中山間地域等において経済的、効率的な生活排水処理施設と考えます。

一方、浄化槽が所期の性能を発揮し、水環境の保全に寄与するには適正な維持管理の徹底が必要です。

関係行政庁におかれましては公共用水域の水質保全の観点から、浄化槽の整備事業の推進および浄化槽の維持管理の適正化等、次の事項について格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

一、既設単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の推進

・単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽に比べ汚濁負荷が８倍も高いことから、水環境の改善を図る観点から合併処理浄化槽への転換を推進するよう要望します。
・単独処理浄化槽の撤去については、単独処理浄化槽の撤去費用に関する助成制度の周知及び活用の推進を要望します。

一、生活排水処理計画への浄化槽による整備区域拡大並びに浄化槽市町村整備推進事業の推進

・生活排水処理計画の策定または見直しに当たっては、分散型処理施設である浄化槽の特長を踏まえ、浄化槽の整備区域を、積極的に設定されるよう要望します。
・浄化槽による整備については、市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行う浄化槽市町村整備推進事業を推進されることを要望します。

一、浄化槽法定検査の受検率向上に係る行政指導等の強化

当浄化槽協会は、熊本県知事の指定検査機関として法定検査を実施するとともに、受検率の向上に向けて浄化槽管理者への受検案内通知文書の送付、関係業界との連携による取組等を行って参りましたが、今なお県全体の受検率は４５％前後の低率で推移しております。

この受検率を向上させ、適正な維持管理を徹底するため、浄化槽法に基づいて、法定検査を受検しない者等に対する指導監督の強化を要望します。

熊本県内市町村別汚水処理人口普及状況（平成19年度末）

市町村名 H20.3.31現在	汚水処理人口普及率 （%）	総人口 H20.3.31現在 （人）	汚水処理人口 （人）	下水道 （人）	農業集落排水施設等 （人）	合併処理浄化槽 （人）	うち浄化槽市町村整備推進事業等分 （人）	うち浄化槽設置整備事業分 （人）	うち左記以外分 （人）	コミュニティ・プラント （人）
熊本市	88.5%	662,836	586,785	564,879	0	21,906	2,348	8,801	10,757	0
八代市	51.6%	136,304	70,334	49,429	2,363	18,542	1,608	11,453	5,481	0
人吉市	84.9%	36,631	31,098	26,441	0	4,657	142	4,124	391	0
荒尾市	71.7%	56,536	40,517	36,833	0	3,684	0	3,684	0	0
水俣市	60.1%	28,685	17,228	14,251	0	2,977	643	2,334	0	0
玉名市	71.4%	71,455	51,020	32,242	5,418	13,360	515	12,113	732	0
山鹿市	86.9%	58,631	50,968	26,205	16,109	8,654	1,098	6,771	785	0
菊池市	74.6%	52,393	39,070	21,850	10,847	6,373	2,160	3,544	669	0
宇土市	76.7%	38,541	29,555	26,659	0	2,896	0	1,972	924	0
上天草市	35.2%	33,380	11,761	4,932	0	6,159	105	5,629	425	670
宇城市	67.7%	63,781	43,165	25,449	5,544	12,172	236	9,361	2,575	0
阿蘇市	46.7%	29,547	13,804	5,332	0	8,472	0	4,180	4,292	0
天草市	55.0%	95,949	52,771	27,289	4,674	20,808	4,551	13,899	2,358	0
合志市	98.8%	54,163	53,520	51,210	2,229	81	36	0	45	0
城南町	65.1%	19,854	12,921	6,659	2,681	3,581	0	2,566	1,015	0
富合町	57.4%	8,008	4,595	2,971	0	1,624	0	938	686	0
美里町	35.1%	12,399	4,349		0	4,349	3,981	325	43	0
玉東町	32.9%	5,686	1,872		0	1,872	0	1,872	0	0
南関町	45.5%	11,242	5,113	2,398	0	2,715	1,124	1,591	0	0
長洲町	96.4%	17,278	16,663	16,451	0	212	152	0	60	0
和水町	74.0%	11,967	8,861	1,550	0	7,311	1,253	5,885	173	0
植木町	58.2%	30,935	17,995	1,200	1,860	14,935	405	11,347	3,183	0
大津町	77.0%	30,005	23,098	18,225	804	3,246	0	1,854	1,392	823
菊陽町	98.4%	34,693	34,139	32,964	791	384	0	0	384	0
南小国町	64.9%	4,711	3,058	1,219	531	1,308	553	426	329	0
小国町	55.7%	8,661	4,822		1,669	3,153	808	1,898	447	0
産山村	36.3%	1,702	618		0	618	0	618	0	0
高森町	35.6%	7,396	2,631		0	2,631	436	1,718	477	0
西原村	49.0%	6,768	3,313		0	3,313	0	2,863	450	0
南阿蘇村	58.8%	12,106	7,121		906	6,215	881	3,848	1,486	0
御船町	72.5%	18,356	13,311	8,165	0	5,146	364	2,218	2,564	0
嘉島町	59.4%	8,827	5,244	2,676	0	2,568	0	1,513	1,055	0
益城町	87.2%	33,227	28,962	25,121	1,969	1,872	157	1,480	235	0
甲佐町	35.0%	11,638	4,078		0	4,078	0	3,550	528	0
山都町	41.4%	18,936	7,838		0	7,838	146	7,565	127	0
氷川町	79.5%	13,356	10,619	9,676	0	943	0	813	130	0
芦北町	59.1%	20,830	12,308		4,525	7,783	2,576	4,228	979	0
津奈木町	62.6%	5,427	3,397		0	3,397	289	2,989	119	0
錦町	33.7%	11,672	3,933	2,006	0	1,927	0	1,750	177	0
多良木町	54.8%	11,299	6,187	4,421	0	1,766	0	1,626	140	0
湯前町	77.5%	4,680	3,628	2,921	0	707	0	614	93	0
水上村	81.0%	2,601	2,107	1,062	856	189	5	184	0	0
相良村	92.3%	5,326	4,916		4,812	104	0	92	12	0
五木村	73.6%	1,410	1,038		178	860	410	439	11	0
山江村	91.7%	3,965	3,634		3,242	392	21	371	0	0
球磨村	40.6%	4,771	1,937		0	1,937	119	1,767	51	0
あさぎり町	85.3%	17,479	14,907	13,141	53	1,713	0	1,433	280	0
苓北町	93.5%	8,601	8,039	6,480	292	1,267	1,122	145	0	0
県　計	74.7%	1,844,644	1,378,848	1,072,307	72,353	232,695	28,244	158,391	46,060	1,493

『第22回全国浄化槽技術研究集会』開催

　全国浄化槽技術研究集会は、(財)　日本環境整備教育センターが主催となり、浄化槽に関する技術の向上とその適正な普及促進を図ることを目的に、昭和６２年より『浄化槽の日（10月１日）』の関連行事として毎年開催されております。

　今年度は、香川県高松市で平成20年10月７日・８日の日程で開催されました。当協会からは横山会長をはじめ、西村局長ほか職員４名の計６名が参加しました。

実施プログラム

　1日目（10月７日）　・・・　浄化槽検査員研究会・懇親会
　2日目（10月８日）　・・・　研究発表・全国浄化槽技術研究集会

『九州地区浄化槽検査員研修会』開催

　平成20年11月14日に、九州地区浄化槽指定検査機関協議会主催により大分市の大分全日空ホテルで開催され、熊本からは5名の検査員が参加しました。この研修会は九州ブロックの各検査機関で毎年持ち回り、研修内容も開催地の検査機関が決定して実施しております。

　今年度も、各検査機関の研究発表や他県の検査機関にも参考となるような報告がありました。

　発表内容は、以下のとおりです。

1.（財）大分県環境管理協会
　『BOD硝化作用に関する基礎的調査』『一括契約について』
2.（財）長崎県浄化槽協会
　『アールエコBMSS型浄化槽について』
3.（財）鹿児島県環境検査センター
　『浄化槽放流水の消毒効果の実態と法定検査における判断方法について』
4.（社）熊本県浄化槽協会
　『熊本県における適正施工マニュアルの内容説明』・・・・・・・・・・・・野口参事
　『熊本県における１１条法定検査未受検者解消の取り組みについて』・・・坂口課長

講演　『アジア・太平洋サミットが教えてくれたもの』・・・・大分大学教授　川野　田実夫

職員研修会の実施

平成20年11月21日に当協会２F会議室にて職員研修会を実施しました。

今回の研修会では、塚本副会長より開会のご挨拶と会長からの訓話をいただいた後、外部講師を招いての各種講話と講習を中心に実施いたしました。

午前の部では、荒尾市商工会議所会頭であり当協会前理事の那須良介氏より、『協会の誇りについて』と題して講話をいただき、公益法人へ移行する中での協会職員の意識改革の必要性等について叱咤激励をいただきました。

午後の部では、御船警察署の山村警部補より『安全運転への意識向上のために』と題し、実例を交えた講習をしていただきました。その後、『品質管理（ISO9001）』と題し（財）佐賀県環境科学検査協会の宮崎部長より検査業務管理と推進の上での品質管理の必要性について、佐賀県の実例紹介を含めご説明を頂きました。

最後に、全国浄化槽技術研究集会等諸研修会参加報告、ISO14001定期審査報告、現在認定申請準備中である公益法人認定申請に係る今後の動向等について報告がありました。

今回の研修会を踏まえ、今後、公益法人へ移行していく上で協会の社会的責務を認識し、職員個々の意識改革及び精度管理の強化等、職員一丸となって業務改善に取り組んで参ります。

ISO14001定期審査報告

平成20年度のＩＳＯ１４００１の定期審査が平成20年9月2日・3日に行われました。

1.審査の結論

■今回の定期審査により、ISO14001：2004規格に基づく環境マネジメントシステムが、継続して有効であると判定いたします。

2.総合所見

１）検査車燃費の向上、コピー用紙の削減の目的目標の達成はできている。

２）①前回定期審査での改善指摘事項に対しては、「是正処置計画書」に基づき適切に是正処置を実施されており再発防止に努められていることを確認した。

②1)の目的・目標は大きく達成されており、目的・目標の見直しの必要性が見受けられた。

３）①内部監査は有効に機能していると判断できるが、前回の監査結果に基づいて監査を実施されたことの旨が確認されていません。

②監査員の力量アップ、及びマスターチェックリストの見直しが望まれます。

４）①マネージメントのレビューは定期的に実施されていました。

②総合的なコメントとして、“力量、教育訓練及び自覚研修の充実”、“全セクションでのPDCAの活性化を充実させること”が指示されていましたが、’08年度教育計画において、どのように反映されているのかが見受けられませんでした。

3.審査所見

改善の機会

１）「教育訓練時実施計画」に基づき教育訓練は実施されていましたが、「教育・訓練記録」では、受講者の理解度〈＝自覚〉をどのように確認されたかが明記されていませんでした。

２）監視測定機器である“pH計の校正”は、pH値の信頼性を確保されるためにも校正時におけるpH計の指示値を明記される必要があります。「取扱説明書」が外部文書として管理されていませんでした。

平成20年度『浄化槽フォーラム・熊本』開催

平成20年10月3日に、宇土市民会館において開催されました。

このフォーラムは、浄化槽関係者の行政担当者と業界団体会員等が一堂に会しての情報交換等の場として毎年、10月１日の『浄化槽の日』にあわせて開催されているものです。

昨年に引き続きお二人の講師をお招きし、スライドを使用しての研修が行なわれました。

当日は、県・市町村から77名、関係団体からは107名の参加があり、活発な意見交換が行なわれました。

講演1　講師：全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会（現：全国浄化槽推進市町村協議会）
事務局主任　加藤雅男氏

『浄化槽の完了検査について』

- ◆ **浄化槽法**
- ◆ **浄化槽工事の技術上の基準（国交省令・環境省令）**
- ◆ **合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の強化**

講演2　講師：財団法人日本環境整備教育センター　調査研究第1グループリーダー　久川和彦氏
『最近の浄化槽の維持管理について』

主催：熊本県合併処理浄化槽普及促進協議会
　　　社団法人熊本県浄化槽協会
後援：熊本県
　　　熊本県環境整備事業協同組合
　　　熊本県環境保全協会
　　　協同組合熊本県環境技術協議会
　　　熊本県浄化槽管理事業協同組合

平成20年度『くまもと・みんなの川と海づくり県民大会』in阿蘇 開催

メインテーマ：健全な水循環と水環境の保全に向けて

平成20年11月8日に阿蘇市の阿蘇体育館において、熊本県主催で開催され、協会からは阿蘇支部等を中心に参加いたしました。

大会会場には、環境・ゴミ問題の絵画や標語の展示及び参加体験コーナー等が設けられ、開会には蒲島熊本県知事のご挨拶をいただき、盛大に催されました。

第２回「くまもと・みんなの川と海づくり県民運動賞」はNPO法人宇城市環境保全隊等が表彰され、また、「21世紀の健全な水環境」をテーマに、過去・現在・未来の水循環と資源の貴重な講演がありました。パネルディスカッションでは、「自然環境と共生し、環境への配慮が当たり前のこととされる水循環型社会作り（源流阿蘇からの提言）」のテーマで多彩なパネリストにより行われました。

『下水環境フェア』開催

－下水の旅　あなたの家が　水源地－

平成20年9月14日に『びぷれす広場』にて、熊本県土木部下水環境課の主催で開催されました。
この催しは、公共用水域の保全を図るため、県民の生活排水に対する意識の向上と理解を深めることを目的に実施されました。
当日は、ステージイベント・クイズ・アンケートの実施・パネルや微生物の展示などがあり、浄化槽模型とパネル（当協会より貸し出し）も展示されました。

『くまもと環境フェア＆くまもと環境祭』開催

平成20年11月8・9日に熊本市内各所で開催され、ステージイベントや体験・展示コーナー、シンポジウムなど、様々な催しがありました。
熊本市浄化対策課では、会場のひとつである辛島公園に浄化槽コーナーを設け、浄化槽模型とパネル（当協会より貸し出し）なども展示されました。

くまもと環境フェア
主催：熊本市・エコパートナーくまもと

くまもと環境祭
主催：熊本県・NPO法人くまもと温暖化対策センター

こどもECOフェスタ’08　in　慶徳小学校（11月８日開催）
主催：熊本県
共催：熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議
　　　ソーラーエネルギー等事業推進協議会
協力：富士フイルム株式会社

熊本工業高校インターンシップ（就業体験）報告

今年度も、インターンシップで熊本工業高校から生徒２名を受け入れました。

工業化学科２年　島津智史君　福岡弘基君の生徒２名で、毎日、元気な挨拶で始まり仕事に対する取り組みも真面目で受け入れた側としても学ぶべき点が多くありました。

12月１日（月）から５日（金）までの５日間、以下の内容で職場体験を実施してもらいました。

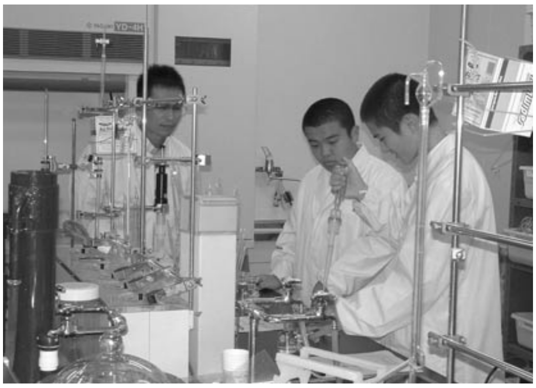

１日目（１２月１日）　・浄化槽に関する講義
２日目（１２月２日）　・検査現場同行（７条検査）
３日目（１２月３日）　・計量分析補助作業
４日目（１２月４日）　・検査現場同行（１１条検査）
５日目（１２月５日）　・試験検査課補助作業

研修報告書（実習を終えての感想）

○　今回のインターンシップで学んだことは、事業所の熊本県浄化槽協会が各住宅に設置されている浄化槽の中の水がきちんときれいになっているかを調べているということです。浄化槽とは、微生物の力を利用して水中の有機物を分解し、水を浄化する装置です。

この浄化槽は生活排水の汚れを約10分の１に減らし、汚れを取り除いて流すので身近に流れる川もきれいになり水量も確保できること、そして環境に良いということです。実社会では、先輩に対しての挨拶や礼儀、また仕事に対する責任感や誇りを持って仕事をされていると感じました。

○　浄化槽とは各家庭に付けられるもので、浄化槽を付けることで家から出た生活排水の汚れを90％カットして川に流します。これをしないまま川に流すと魚などが住めなくなっていき、川周辺の環境が悪くなっていきます。

御社では、まず検査員さんが各家庭の浄化槽を検査されます。その後、水を持ち帰られ分析員さんが検査をされます。その結果が各家庭に届くという仕組みになっています。何か悪い点がある場合には管理業者に連絡され、改善されるということも分かりました。

◆　新　人　紹　介　◆

平成20年11月より、検査部検査課へ配属となりました戸久河（とくがわ） 知宜（ともよし）です。

昨年の12月16日より一週間（財）日本環境整備教育センターにて浄化槽検査員講習会を受講させていただき、いろいろな講師の先生方のお話を聞き勉強して参りました。

また、私と同じように検査員を目指し、各地から受講に来られている日頃会う機会のない方々とも話ができ、興味深く貴重な経験をさせていただきました。

前職では営業を担当しており、人と接する事が好きなのでその経験を生かし、これから検査員としての勉強をし、浄化槽に関する知識や技術を身につけ、管理者の皆様や会員の皆様から信頼いただける様に努力して参りたいと思います。

まだまだ、勉強不足で皆様にご迷惑をおかけする事もあると思いますが、一日でも早く活躍できるよう努力していく所存です。

皆様の温かいご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

浄化槽法第11条検査未受検者受検勧奨対策について

11条検査の未受検者に受検勧奨の文書を発送いたしております。

今回は、熊本県土木部下水環境課及び各保健所並びに市町村と合同の受検対策取り組みとして下記の文書に関係法令等を併せて発送しております。また、封筒は熊本県の封筒を使用しております。

浄化槽管理者等からのお問合わせにつきましては、検査のご案内及び受検の勧奨のご協力頂きますようよろしくお願いいたします。

浄化槽管理者
　○　○　○　様

平成20年12月10日
熊本県土木部下水環境課
熊本県○○保健所
○○市町村
社団法人熊本県浄化槽協会

検査対象浄化槽
設置場所：設置場所住所　○○○
（単独処理浄化槽○○人槽）

浄化槽の法定検査（11条定期検査）の受検について

皆様が設置されている浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水（トイレの水など）を処理する施設です。浄化槽管理者（設置・使用される方など）は、浄化槽の機能を正常に発揮させ、法令上の放流水の水質基準に従ってきれいな水を放流するために、浄化槽法に基づく保守点検、清掃を実施し、法定検査を受けていただかなければなりません。

法定検査を受けられない浄化槽管理者の方には、浄化槽法に基づき保健所などが行政指導を行い、場合によっては罰則が適用されることもあります。

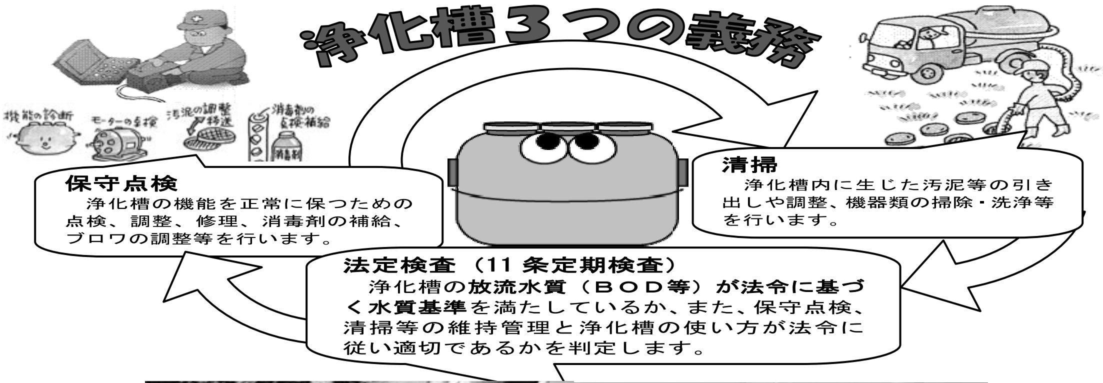

【現場検査】　【分析室でのＢＯＤ検査】

熊本県の水環境保全・公衆衛生の向上のためにも、法定検査を受けられますようお願いします。
また、検査依頼は裏面の依頼手続をご覧いただき、必ず行われますようお願いします。

編集後記

新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

今年は、公益社団法人への移行認定が行なわれる予定です。詳細につきましては随時お知らせいたしますので、なにとぞご協力の程よろしくお願い申しあげます。

なお、お忙しい中協会ニュースのアンケートにご協力いただきました皆様に、この場をお借りいたしまして厚く御礼申しあげます。

今後もアンケートのご意見を参考に内容を充実させていきたいと思っておりますので、引き続きお気づきになられた点などがございましたら当協会までお知らせいただきますよう、よろしくお願いいたします。

総務委員会

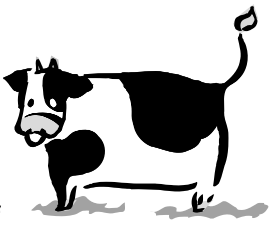

浄化槽機能保証制度のお知らせ

●平成20年10月１日からの浄化槽機能保証制度の改正に伴う保証期間延長措置について

施行日以降に申請 ⇒ **使用開始日より本体は５年間の保証期間**

施行日以前の申請 ⇒ **従来の保証期間本体３年間の保証残存期間＋２年の期間延長措置**

例えば、平成18年8月1日の使用開始日の申請は、翌日起算で平成21年8月1日までの従来の保証期間プラス2年が期間延長措置され、平成23年8月1日までの保証期間となります。

但し、従来の3年間の保証期間が平成20年10月1日の段階で既に終了している場合は、2年の期間延長措置はございませんのでご注意下さい。

ご不明な点がございましたら、当協会までお問合せ下さい。

※駆動部分および散気管の保証期間は、従来どおり使用開始日から１年間です。

●浄化槽保証登録申請書と各届出様式について

新しい機能保証制度につきましては、文書等でお知らせいたしておりましたが、新しい申請用紙及び各届出様式の周知期間を今年度末までとさせて頂きます。

旧申請書及び旧各届出様式は平成21年4月からは使用されませんよう、保証登録申請書及び届出書類をご提出の際には十分ご注意下さい。

なお、新しい申請用紙等の発行・送付依頼につきましては当協会までご連絡下さい。

浄化槽法事務・権限移譲市町村について

平成21年度に権限移譲される市町村が以下のとおり決まりました。平成21年４月１日からは権限移譲市町村用（ブルーの表紙）の設置届出書をご使用いただくことになりますので、ご注意ください。

平成21年度から権限移譲される市町村

合志市・南小国町・小国町・産山村・高森町・南阿蘇村・西原村

平成20年度までに権限移譲された市町村

人吉市・山鹿市・宇土市・大津町・菊陽町・御船町・嘉島町・益城町・甲佐町・山都町・氷川町・芦北町
津奈木町・錦町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村・あさぎり町

○権限移譲市町村の設置届出書（ブルーの表紙）の提出方法

1．建築確認が不要な場合

７条検査料金払い込み → **検査依頼書と一緒に設置場所の市町村へ提出**

2．建築確認が必要な場合（提出方法は権限移譲前と同じ）

７条検査料金払い込み → **検査依頼書と一緒に設置場所の保健所または協会窓口へ提出** → **建築主事へ提出**

平成21年度講習会〔熊本会場〕（予定）

浄 化 槽 管 理 士 講 習　平成21年7月13日（月）～7月25日（土）（水前寺共済会館）
浄化槽技術管理者講習　平成22年2月 3日（水）～2月 5日（金）（熊本県青年会館）

詳細につきましては、正式に決まり次第ご通知致します。

発行日　平成21年１月30日
発　行　社団法人 熊本県浄化槽協会
会　長　横　山　英　生
〒861-3107　上益城郡嘉島町上仲間227番地86
（嘉島リバゾン内）
TEL（096）284-3355　FAX（096）284-3388
http://johkasou.jp/　ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ0120-159-280

再生紙を使用しています